
第5章

総務・市民協働

1. 防 犯	52
2. 平和啓発	52
3. 情報公開・個人情報保護	54
4. 公有財産	55
5. 市庁舎	57
6. 契約事務	59
7. 市 税	60
8. 各種証明事務	63
9. 消費生活	64
10. コミュニティ施設	66

第5章 総務・市民協働

1. 防 犯

本市では、平成16年3月に「宇治市安全・安心まちづくり条例」を制定。平成18年3月に「宇治市防犯推進計画」を策定し、毎年7月10日～19日及び、12月10日～19日のそれぞれ10日間を、子どもはもとより、全ての市民の安全を目的に、市民、事業者、市及び関係機関等が連携して地域の防犯活動に取り組む「市民安全・安心推進旬間」と位置づけ、安全で市民が安心して生活することができるまちづくりを目指して事業を実施している。

また、平成22年3月には、不幸にも犯罪被害に遭った場合、平穏な生活を取り戻すまでの間の支援を目的に、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害に遭われた方等の支援に努めている。

○ 4年度の主な事業

・地域防犯活動の支援（「宇治市安全・安心まちづくり補助金」）

22小学校全ての校区に対して、小学校区単位の防犯推進組織の活動を支援する補助金を交付した。

なお、第1防犯対策事業に3万円、第2防犯対策事業については、1事業ごとに4,000円交付した。（合計840,000円）

※ 第1防犯対策事業：地域住民への防犯啓発、通学路の点検、児童の登下校時の見守り活動、団体内部における防犯情報の共有、地域ぐるみの防犯パトロールの5事業

※ 第2防犯対策事業：独自の防犯イベント

・宇治市安全・安心まちづくり推進会議

「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき設置したもので、小学校区の地域防犯活動団体を中心に、関係団体、警察及び行政で構成している。令和4年度は2回開催し、宇治警察署管内での犯罪情勢報告や京都府警察ネット安心アドバイザーを講師に招き、講演などを行った。

2. 平和啓発

本市における平和啓発活動は、昭和37年に設立された宇治市平和都市推進協議会（会長＝宇治市長。14団体で構成）を中心として実施されており、事業に要する経費は、宇治市が補助金として交付している。

昭和62年10月、宇治市議会において「核兵器廃絶平和都市宣言」が決議されたのを契機に、同協議会では、宣言の理念に基づいた事業を活発に実施。昭和63年8月には市民の寄附を集めて「平和の像」を市役所前に建立した。平成16年8月には「平和の鐘－祈り－」を建設するとともに、広島市、長崎市、那覇市より寄贈された被爆石・戦災石を設置し、一帯を「平和エリア」として整備した。また、平成2年度からは、平和学習を目的に市内の小・中学生を広

島に派遣する「小・中学生平和訪問団派遣事業」を開始、11年度はもう一つの被爆地長崎に、12年度には国内で唯一住民を巻き込んだ地上戦が行われた沖縄へ派遣、以降、小・中学生平和訪問団を派遣している。

○ 4年度の主な事業

* 宇治市民平和祈念集会

8月15日の終戦の日に、あらゆる戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の実現を祈念するため、市役所「平和の像」及び「平和の鐘 - 祈り -」前の平和エリアで開催。小・中学生平和訪問団員による「核兵器廃絶平和都市宣言」の朗読、「平和の像」への献花や、「平和の鐘 - 祈り -」の吹鳴にあわせて1分間の黙祷を行った。

* 小・中学生平和訪問団派遣事業

小学6年生と中学1・2年生あわせて19名を1泊2日で長崎に派遣。長崎平和祈念式典への参列、長崎平和公園や長崎原爆資料館の見学をとおして、戦争の愚かさ・悲惨さ、そして平和の大切さを学習した。参加者の感想文は文集として発刊し、市内各小・中学生や図書館等公共施設に配布、平和啓発教材として活用している。

* 企画コーナー「戦争遺品展 戦時下の暮らし」

子ども向け雑誌や軍装品等を展示し、戦時下の暮らしを振り返る企画コーナーを、歴史資料館で開催した。

* 「平和の絵」展

市内の小・中学生から、平和への願いや平和のイメージを絵で表現した「平和の絵」を募集し、子どもたちが平和について考える機会とした。応募のあった絵は「平和の絵」展と題して市役所1階市民交流ロビー及び中央公民館市民交流ロビーで展示した。

* 平和図書展

宇治市立の3図書館との共催で、戦争と平和に関する図書、当協議会から寄贈した図書を中心に展示・貸出しを行った。

* 宇治市戦争体験アーカイブの作成

戦争体験を収録したアーカイブ第7巻を作成し、市内各小・中学校に平和啓発教材として案内するとともに、市YouTubeチャンネルに動画を掲載した。

3. 情報公開・個人情報保護

(1) 情報公開条例の制定

情報公開制度は、市民に開かれた行政の推進を図るとともに市民と行政の信頼関係を確立していくためには必要不可欠な制度である。

本市における情報公開の制度化に至る流れは、平成5年5月に市民各層の各団体の代表者や学識経験者を委員として組織された「宇治市情報公開制度懇話会」が、平成8年4月に「宇治市における情報公開制度について」の提言をまとめ、市長に報告したことに始まる。

本市では、この提言を尊重し、慎重かつ信頼性の高い制度づくりを進め、平成9年10月に議会の情報公開特別委員会での議論を経て情報公開条例案が可決され、「宇治市情報公開条例」として平成9年10月16日に公布、平成10年4月1日に施行した。

この条例では、情報の公開を求める市民の権利を「知る権利」の具体化されたものとして保障することにより、市民に開かれた公正な行政を推進し、市民生活の向上に寄与することを目的としている。

しかし、条例施行後、数年が経過する中で、情報技術の発展など情報公開制度を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、それに対応すべく市は、平成17年3月に「宇治市情報公開条例」の改正を行い、行政の諸活動の説明責務、電磁的記録を公開対象とすること及び請求権者を「何人も」に拡充することなどを盛り込み、平成17年4月1日に施行した。

本市では、実効性のある、より充実した情報公開制度を確立することにより、市政への積極的な市民参加の一層の推進に努めている。

(2) 個人情報保護制度

これまでの個人情報保護制度は、主に民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」、行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」のほか、地方公共団体の個人情報保護制度については、それぞれの団体が定める「個人情報保護条例」によってルールが規定されていた。

本市では、宇治市個人情報保護条例により、個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止するため、市が取り扱う個人情報については、その取扱基準を定め、市民に自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を付与し、是正の申出を保障していた。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、「個人情報保護法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律を「個人情報保護法」に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が国の機関である個人情報保護委員会に一元化されることとなった。

これを受け、宇治市個人情報保護条例は廃止され、本市における個人情報の取扱いについて基本的には、令和5年4月1日から施行された統合後の個人情報保護法に基づくこととなった。

本市では、職員に対する研修の実施等を通して、個人情報の適正な取扱いに努めている。

4. 公有財産

(1) 土地及び建物

財 産 に 関 す る

表5-1

区 分			土 地 (地積)			建			
			前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	木 造 (延面積)			
						前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	
行 政 財 産	公用財産	市庁舎	m ² 20,399.32	m ² 0	m ² 20,399.32	m ² 0	m ² 0	m ² 0	
		行政機関 その他の	消防施設	9,120.38	0	9,120.38	0	0	0
			その他の 施設						
		小 計	29,519.70	0	29,519.70	0	0	0	
	公共用財産	学 校	635,332.94	0	635,332.94	0	0	0	
		市 営 住 宅	61,910.12	0	61,910.12	0	0	0	
		公 園	446,425.31	0	446,425.31	299.35	0	299.35	
		その他の施設	1,228,609.31	△501.83	1,228,107.48	9,670.49	△206.28	9,464.21	
		墓 地	106,030.24	0	106,030.24	0	0	0	
		用 悪 水 路	136,815.22	△22.62	136,792.60				
		小 計	2,615,123.14	△524.45	2,614,598.69	9,969.84	△206.28	9,763.56	
	合 計	2,644,642.84	△524.45	2,644,118.39	9,969.84	△206.28	9,763.56		
	普通財産	宅 地	64,599.66	△716.77	63,882.89	155.20	206.28	361.48	
山 林		828,351.81	0	828,351.81					
雑 種 地		6,287.03	0	6,287.03					
池 沼		71,746.75	0	71,746.75					
溜 池		30,681.00	0	30,681.00					
そ の 他		0	0	0					
合 計	1,001,666.25	△716.77	1,000,949.48	155.20	206.28	361.48			
総 合 計	3,646,309.09	△1,241.22	3,645,067.87	10,125.04	0	10,125.04			

調 書

(令和5年3月31日現在)

物					
非 木 造 (延面積)			延 面 積 合 計		
前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
26,917.29	0	26,917.29	26,917.29	0	26,917.29
6,060.90	0	6,060.90	6,060.90	0	6,060.90
32,978.19	0	32,978.19	32,978.19	0	32,978.19
194,259.91	0	194,259.91	194,259.91	0	194,259.91
51,979.61	1,082.25	53,061.86	51,979.61	1,082.25	53,061.86
16,202.52	0	16,202.52	16,501.87	0	16,501.87
78,691.22	0	78,691.22	88,361.71	△206.28	88,155.43
396.90	0	396.90	396.90	0	396.90
341,530.16	1,082.25	342,612.41	351,500.00	875.97	352,375.97
374,508.35	1,082.25	375,590.60	384,478.19	875.97	385,354.16
2,287.86	0	2,287.86	2,443.06	206.28	2,649.34
2,287.86	0	2,287.86	2,443.06	206.28	2,649.34
376,796.21	1,082.25	377,878.46	386,921.25	1,082.25	388,003.50

5. 市庁舎

(1) 今日までの庁舎

昭和26年3月、久世郡宇治町・槇島村・小倉村・大久保村・宇治郡東宇治町が合併により、人口38,231人（昭和25年10月1日付）14課2局4出張所、職員数181名体制により市制が施行された。旧宇治町役場庁舎を市庁舎として継続使用。宇治市宇治妙楽160番地の1に市役所を置く。

昭和38年8月には、人口8万人を想定して現在地へ庁舎を新築し、移転する。その当時、人口55,842人（昭和38年8月31日付）1室1部15課1所、職員数375名体制。

その後、大都市近郊という地理的条件から市内各地で宅地開発が行われ、人口が急増。行政事務事業の増大と多様化により職員が増加し、庁舎が狭隘となるが、西館庁舎の増築、他施設の転用、プレハブの建設、民間建物の借用などの分散（8カ所）化で対処する。しかし、この分散化により市民サービス及び事務効率に課題が生じ、昭和56年、庁舎問題の検討に入る。

昭和58年新庁舎計画の第1期事業として議会棟を建設、平成4年3月に第2期事業分を完成し、同年11月には既設庁舎解体及び外構整備工事を終え、竣工する。現在、人口181,616人（令和5年4月1日付）、9部3室45課（市長部局）、全職員数1,420名体制。

(2) 庁舎のよそおい

市道宇治白川線に沿った南北350mの区間をシビックゾーンと位置づけ公共施設の配置を積極的に行った結果、北から地方法務局、簡易裁判所、宇治市庁舎、うじ安心館（保健・消防センター）、総合福祉会館、産業会館、上下水道部庁舎、生涯学習センター、さらに南方には、文化センター（中央公民館、歴史資料館、中央図書館、文化会館）を配置している。市庁舎には、これら施設の中心的な役割を担うに相応しい施設としての装いを備えている。

旧庁舎時代に分散配置していた、教育委員会事務局、上下水道部営業課及び下水道関係課も本庁舎に配置する。

所在地	宇治市宇治琵琶33番地
敷地面積	17,888㎡
本庁舎	平成4年建設
	建築面積 4,426㎡
	延床面積 18,579㎡
	規模 地上8階 地下1階 高さ43.2m
	構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
議会棟	昭和58年建設
	建築面積 1,325㎡
	延床面積 3,742㎡
	規模 地上4階
	構造 鉄筋コンクリート造

西 館	昭和49年建設
	建築面積 735㎡
	延床面積 2,619㎡
	規 模 地上4階
	構 造 鉄筋コンクリート造
市民駐車場	北側駐車場 169台
	南側駐車場 14台
	南側二層式駐車場 78台

(3) 庁舎の特徴

本庁舎は、歴史と文化に育まれた宇治市が、京都府南部の中核都市として、21世紀のシンボルとなることを願って建設された。昭和58年に完成した議会棟を中心とした第1期庁舎と一体化を図り、市民の皆様にも愛される市役所を目指したものである。

高齢者や障害者の方々をはじめ、市民にとって「わかりやすい、利用しやすい」庁舎であることを第一義とし、高度情報化社会にも十分に対応できるものとなっている。

エスカレーターにより1、2階を一体にした集合窓口の採用をはじめ、障害者やお年寄りに優しい工夫をするとともに、明るく開放的な庁舎にしようと、オープンフロアを採用している。それに加えて、「ゆとり」と「うるおい」を重視してゆとりの空間を作り、市民交流ロビー、展示コーナー、行政資料コーナー、来庁者子育て支援コーナー（来庁者こども一時預かり、子育て相談等）などを設けている。

また、眺望の良い8階に食堂を配置している。

平成14年3月から地球温暖化対策実行計画に基づき、市庁舎屋上に発電容量20kwの太陽光発電システムを設置し、運転を開始した。さらに、平成22年3月からは発電容量10kwの太陽光発電システムを増設し運転している。平成17年には、1階障害者トイレにオストメイト対応装置を設置したほか、AEDを市民交流ロビーに配置しており、平成26年には、地球温暖化対策の一環として、電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図るため、電気自動車用急速充電器を設置した。また、平成29年には、受付窓口の混雑緩和を図るために、市民課窓口に従来設置していた受付番号のディスプレイを更新し、同様に混雑していた国民健康保険課にも受付番号ディスプレイを新設して、市民利便の充実に図っている。

6. 契約事務

契約課においては、市長部局及び公営企業等から依頼を受け、工事請負・建設コンサルタント業務等・物品購入等・役務業務それぞれについて入札・契約事務を行っている。なお、入札・契約手続の一層の透明性・客観性・公平性を確保するため、学識経験を有する者等による入札監視委員会を設置し、年4回定例会議を開催している。

○ 契約実績（令和4年度）

契約課において、入札（一般競争・指名競争）・競争見積・特命随意契約を行っている事務処理件数は、次のとおりである。

表5-2

		総処理 件数	契約成立(件数)			契約成立(金額:円)		
			件数	市内	準市内	市外	総額	市内受注額
工 事	入 札	118	118	113	0	5	4,985,382,523	3,627,043,453
	競 争	0	0	0	0	0	0	0
	特 命	7	7	2	0	5	146,978,700	24,086,700
	計	125	125	115	0	10	5,132,361,223	3,651,130,153
コンサル タ ント	入 札	88	88	60	0	28	313,399,493	115,207,400
	競 争	3	3	0	0	3	78,375,000	0
	特 命	1	1	0	0	1	3,971,000	0
	計	92	92	60	0	32	395,745,493	115,207,400
物 品	入 札	80	80	17	7	56	689,088,166	34,583,080
	競 争	56	56	27	2	27	27,529,916	12,358,803
	特 命	9	9	0	0	9	22,813,640	0
	計	145	145	44	9	92	739,431,722	46,941,883
役 務	入 札	127	127	47	2	78	722,875,650	291,922,382
	競 争	17	17	0	0	17	559,126,700	0
	特 命	139	139	3	0	136	1,166,409,217	28,302,348
	計	283	283	50	2	231	2,448,411,567	320,224,730
総 合 計	入 札	413	413	237	9	167	6,710,745,832	4,068,756,315
	競 争	76	76	27	2	47	665,031,616	12,358,803
	特 命	156	156	5	0	151	1,340,172,557	52,389,048
	計	645	645	269	11	365	8,715,950,005	4,133,504,166

7. 市 税

(1) 税 率

表5-3

(令和5年4月1日現在)

税 目		税 率					
市 民 税	個人	均等割	3,500円 (平成26年度から令和5年度までに限り500円を加算した額)				
		所得割	6 / 100				
	法人	均等割	資本金等の額※1		従業者数	税 率	
			50億円を超える法人		50人超	3,600,000円	
					50人以下	492,000円	
			10億円を超え50億円以下の法人		50人超	2,100,000円	
					50人以下	492,000円	
			1億円を超え10億円以下の法人		50人超	480,000円	
					50人以下	192,000円	
			1,000万円を超え1億円以下の法人		50人超	180,000円	
50人以下	156,000円						
1,000万円以下の法人		50人超	144,000円				
上記以外の法人等				60,000円			
	法人税割	8.4 / 100					
固定資産税		1.4 / 100					
軽 自 動 車 税	種別割	車 両 区 分			標準税率		
					新税率	旧税率	
		原 動 機 付 自 転 車	総排気量	50cc又は0.6kW以下のもの (ミニカーを除く)		2,000円	
				又は 50cc又は0.6kWを超え、90cc又は0.8kW以下のもの		2,000円	
			定格出力 (電気)	90cc又は0.8kWを超え、125cc又は1.0kW以下のもの		2,400円	
				ミニカー (三輪以上で50cc又は0.6kW以下のもの)		3,700円	
		軽自動車	二 輪	125ccを超え250cc以下のもの (側車付のものを含む)		3,600円	
				三 輪 660cc 以下		※2 3,900円	3,100円
			四 輪 660cc 以下	乗 用	営業用	※2 6,900円	5,500円
					自家用	※2 10,800円	7,200円
		貨 物	営業用	※2 3,800円	3,000円		
			自家用	※2 5,000円	4,000円		
小型特殊自動車		農耕作業用		2,400円			
		その他		5,900円			
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)			6,000円				
環境性能割		環境性能に応じ取得価額の0~2%					
市たばこ税		6,552円/1,000本					
鉱 産 税		1/100 (鉱物の価格合計額は200万円以下 0.7/100)					
特別土地保有税		平成15年度から新規課税停止					
都市計画税		0.25/100					

※1 「資本金等の額」か「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい方で均等割の税額を判定します。

※2 平成27年4月1日以降に最初の新規検査 (新車登録時) を受けた車両

(2) 市税の内訳 (収入額)

表5-4

(令和5年4月1日現在) (単位:千円、%)

税目	区分	令和4年度		令和5年度	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
市 民 税		11,395,567	47.2%	11,452,953	47.0%
個人分		9,914,575	41.1%	9,808,902	40.2%
法人分		1,480,992	6.1%	1,644,051	6.7%
固定資産税		9,727,904	40.3%	9,900,889	40.6%
軽自動車税		376,215	1.6%	380,846	1.6%
市たばこ税		932,542	3.9%	931,881	3.8%
鉱 産 税		1	0.0%	1	0.0%
特別土地保有税		1	0.0%	1	0.0%
都市計画税		1,693,551	7.0%	1,721,649	7.1%
合 計		24,125,781	100.0%	24,388,220	100.0%

(3) 納税義務者数

○ 個人市民税

表5-5

(令和5年7月1日現在) (単位:人)

納税義務者数	納税義務者数		
	均等割のみを納める者	所得割のみを納める者	均等割と所得割を納める者
87,817	4,669	0	83,148

資料:課税状況調

○ 法人市民税

表5-6

(令和5年7月1日現在)

総 数	内 訳								
	第9号	第8号	第7号	第6号	第5号	第4号	第3号	第2号	第1号
4,027	15	5	121	19	93	47	482	23	3,222

注:地方税法第312条第1項の区分による

資料:課税状況調

○ 固定資産税 (令和4年度概要調書)

表5-7

区 分	納 税 義 務 者 (人)
土 地	55,933
家 屋	62,398
償 却 資 産	1,281
合 計	119,612

※ 免税点以上のもの

(4) 有租地面積 (令和4年度概要調書)

表5-8

(単位：千㎡)

	総数	田	畑	宅地	山林	その他
令和4年度	39,038	2,229	935	12,487	19,791	3,596

注：単位未満四捨五入のため、総数とその内訳の合計は必ずしも一致しない。

※ 免税点以上のもの

(5) 市税の調定額及び収納率 (令和4年度決算見込)

表5-9

(単位：千円、%)

税目	区分	調定額	収納額	収納率
市民税	現年度分	11,594,827	11,520,075	99.4
	滞納繰越分	182,050	71,398	39.2
	小計	11,776,877	11,591,473	98.4
固定資産税	現年度分	9,670,114	9,580,979	99.1
	滞納繰越分	218,335	73,275	33.6
	交付金	109,728	109,728	100.0
	小計	9,998,177	9,763,982	97.7
軽自動車税	種別割現年度分	345,613	341,122	98.7
	種別割滞納繰越分	15,325	4,028	26.3
	環境性能割分	20,837	20,837	100.0
	小計	381,775	365,987	95.9
市たばこ税		981,236	981,236	100.0
鉱産税		0	0	0.0
特別土地保有税	現年度分	0	0	0.0
	滞納繰越分	0	0	0.0
	小計	0	0	0.0
都市計画税	現年度分	1,701,661	1,686,258	99.1
	滞納繰越分	37,761	12,790	33.9
	小計	1,739,422	1,699,048	97.7
合計	現年度分	24,424,016	24,240,235	99.2
	滞納繰越分	453,471	161,491	35.6
	小計	24,877,487	24,401,726	98.1

※ 06表より転記

8. 各種証明事務

(1) 各種証明交付件数（手数料免除分及び公用請求を除く）

表5-10

年度/区分	印鑑登録 証 明	住民票 (写)	戸 除 籍 謄 抄 本 等	転出証明	その他の 証 明	合 計	1 日平均 件 数
平成30年度	37,700	65,162	26,702	4,747	10,002	144,313	589
令和元年度	36,878	62,936	26,347	5,133	9,949	141,243	589
令和2年度	33,028	59,448	22,715	4,662	9,578	130,567	537
令和3年度	31,250	58,014	23,010	3,741	10,133	126,148	521
令和4年度	32,159	59,121	25,902	2,939	10,137	130,258	534

(2) 行政サービスコーナー

行政サービスコーナーは、市役所から遠隔地域の住民の利便性を図るため、東宇治地区（木幡・東宇治行政サービスコーナー）、西宇治地区（小倉行政サービスコーナー）、槇島地区（槇島行政サービスコーナー）及び広野・大久保地区（南宇治行政サービスコーナー）、開地区（開行政サービスコーナー）の6カ所に設置し、市民課業務の一部（諸証明）を取り扱っている。

また、平成17年10月31日から税関係証明書の取り扱いを開始した。

○ 行政サービスコーナーによる取扱い件数（手数料免除分及び公用請求を除く）

表5-11

		印鑑証明	住民票(写)	戸籍謄抄本等	その他	合計件数(率)	
令和3年度	小倉行政サービスコーナー	3,233	4,738	1,177	694	9,842	7.7
	木幡行政サービスコーナー	3,781	5,369	1,415	802	11,367	8.9
	南宇治行政サービスコーナー	2,068	3,843	839	429	7,179	5.6
	槇島行政サービスコーナー	2,007	3,324	592	367	6,290	4.9
	東宇治行政サービスコーナー	1,748	2,524	667	362	5,301	4.1
	開行政サービスコーナー	1,527	2,198	479	284	4,488	3.5
	本 庁 取 扱 分	16,886	36,018	17,841	12,891	83,636	65.3
	合 計	31,250	58,014	23,010	15,829	128,103	100.0
令和4年度	小倉行政サービスコーナー	3,207	4,634	1,282	656	9,779	7.3
	木幡行政サービスコーナー	3,926	5,402	1,575	803	11,706	8.8
	南宇治行政サービスコーナー	1,875	3,619	953	411	6,858	5.1
	槇島行政サービスコーナー	2,007	3,266	585	345	6,203	4.7
	東宇治行政サービスコーナー	1,858	2,402	733	410	5,403	4.1
	開行政サービスコーナー	1,551	2,117	607	246	4,521	3.4
	本 庁 取 扱 分	17,735	37,681	20,167	13,148	88,731	66.6
	合 計	32,159	59,121	25,902	16,019	133,201	100.0

※小倉行政サービスコーナー 昭63. 5. 6 開設 槇島行政サービスコーナー 平 6. 7. 1 開設
 (平11. 11. 22 移転)
 木幡 " 昭63. 11. 1 " 東宇治 " 平 7. 6. 1 "
 南宇治 " 平 5. 9. 1 " 開 " 平 8. 6. 3 "

(3) 各種証明等手数料

表5-12

種 類	手数料 (円)	種 類	手数料 (円)
住 民 票 の 写 し	300	戸 籍 〔全部・一部事項証明 謄・抄本〕	450
住 民 票 記 載 事 項 証 明	300		
年 金 受 給 者 現 況 届 の 住 民 票 記 載 事 項 証 明	無料		
住 民 基 本 台 帳 の 閲 覧 (閲 覧 用 紙 1 枚 に つ き)	300	除かれた戸籍 〔全部・一部事項証明 謄・抄本〕	750
転 出 証 明	無料		
印 鑑 登 録 証 明	300		
印 鑑 登 録 証	300	除かれた戸籍記載事項証明 (証 明 事 項 1 件 に つ き)	450
自 動 車 臨 時 運 行 許 可 (1 車 両 に つ き)	750	戸 籍 記 載 事 項 証 明 (証 明 事 項 1 件 に つ き)	350
受 理 証 明	350	戸 籍 附 票 の 写 し	300
戸 籍 届 書 記 載 事 項 証 明		後 見 等 の 証 明 ・ 独 身 証 明	300
不 在 住 ・ 不 在 籍 証 明	300		

9. 消費生活

(1) 消費生活相談事業

複雑多岐にわたる苦情などの相談に対処するため、消費生活センターを設置し、専門相談員が相談、苦情処理等に努めている。

(2) 消費者啓発事業

市政だよりに「こんなときどうする？」を掲載。さらに必要な情報の提供や、悪質商法による被害防止のため、各種団体に対し出張啓発（出前講座）を実施している。

(3) 消費者団体の育成

宇治市消費者団体連絡会に対して、自主的な活動の促進と団体育成に努めている。

令和4年度 消費生活相談概要

表5-13

(単位：件)

総	数	1,164
商 品	商 品 一 般	128
	食 料 品	67
	住 居 品	54
	光 熱 水 品	16
	被 服 品	62
	保 健 衛 生 品	118
	教 養 娛 楽 品	91
	車 両 ・ 乗 物	19
	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	27
	他 の 商 品	2
	商 品 総 数	584
商 品 関 連 役 務	ク リ ー ニ ン グ	2
	レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 貸 借	30
	工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	41
	修 理 ・ 補 修	9
	管 理 ・ 保 管	5
役 務 (サ ー ビ ス)	役 務 一 般	7
	金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス	76
	運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス	88
	教 育 サ ー ビ ス	3
	教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス	92
	保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス	76
	他 の 役 務	76
	内 職 ・ 副 業 ・ ね ず み 講	9
	他 の 行 政 サ ー ビ ス	13
役 務 総 数	440	
他の相談		53

契 約 当 事 者	相 談 件 数		1,164
	性 別	男 性	469
		女 性	654
		そ の 他 不 明	41
	年 齢 別	2 0 歳 未 満	31
		2 0 歳 代	84
		3 0 歳 代	90
		4 0 歳 代	114
		5 0 歳 代	182
		6 0 歳 代	182
		7 0 歳 以 上	415
		そ の 他 不 明	66
	職 業 別	給 与 生 活 者	366
		自 営 ・ 自 由 業	83
家 事 従 事 者		248	
学 生		43	
無 職		315	
そ の 他 不 明		109	
販 売 購 入 形 態	店 舗 購 入	316	
	訪 問 販 売	93	
	通 信 販 売	408	
	電 話 勧 誘 販 売	54	
	マ ル チ ・ マ ル チ ま が い	10	
	ネ ガ テ ィ ブ ・ オ プ シ ョ ン	5	
	訪 問 購 入	13	
	そ の 他 無 店 舗 販 売	13	
	そ の 他 不 明	252	

処 理 結 果	他 機 関 紹 介	76
	助 言 (自 主 交 渉)	939
	そ の 他 情 報 提 供	25
	斡 旋 解 決	105
	斡 旋 不 調	4
そ の 他	15	

資料：市民協働推進課

10. コミュニティ施設

(1) コミュニティセンター

市民の交流や地域福祉の増進、文化の向上などの地域コミュニティ活動の拠点として、西小倉、東宇治、南宇治、槇島の4館を設置している。管理運営は、指定管理者として各々の地区コミュニティ推進協議会を指定している。

ア. 開館時間等

- ・開館時間 午前9時～午後10時
- ・休館日 月曜日（第3月曜日・祝日・振替休日は除く）
年末年始（12月28日～1月3日）

イ. 施設概要

(ア) 西小倉コミュニティセンター

（昭和63年5月3日開館）

所在地	宇治市小倉町南堀池107番地の1
敷地面積	1,487.60㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	791.86㎡
1階	421.08㎡（交流ロビー、集会室、事務室、行政サービスコーナー）
2階	370.78㎡（会議室1・2、和室1・2、料理教室）

(イ) 東宇治コミュニティセンター

（平成4年11月15日開館）

所在地	宇治市五ヶ庄三番割36番地の5
敷地面積	1,543.52㎡
構造	鉄筋コンクリート造 3階建
延床面積	1,493.03㎡
1階	533.51㎡（東宇治図書館）
2階	523.28㎡（料理教室、大会議室、和室1・2、事務室、行政サービスコーナー）
3階	436.25㎡（大会議室、交流ロビー、小会議室、創作室）

(ウ) 南宇治コミュニティセンター

（平成8年4月26日開館）

所在地	宇治市大久保町上ノ山42番地の3
敷地面積	1,357.72㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	960.99㎡
1階	525.33㎡（交流室、大会議室、和室1・2、事務室、行政サービスコーナー）
2階	435.66㎡（大会議室、小会議室、料理教室、創作室）

(エ) 槇島コミュニティセンター

（平成11年11月21日開館）

所在地	宇治市槇島町大川原27番地の5
敷地面積	1,276.00㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	751.50㎡
1階	437.00㎡ (交流ロビー、大会議室、料理教室、事務室、行政サービスコーナー)
2階	314.50㎡ (小会議室、創作室1・2、和室1・2)

(2) 菟道ふれあいセンター

うるおいのある地域社会づくりの諸活動の拠点として、子どもから高齢者までの各世代が利用するとともに、個人でも気軽に立ち寄れる施設として設置している。

ア. 開館時間等

- ・開館時間 午前9時～午後5時 (4月～9月は午後6時まで)
(ただし、必要な場合は午後10時を限度に開館)
- ・休館日 月曜日 (祝日・振替休日は除く)
年末年始 (12月28日～1月3日)

イ. 施設概要

所在地	宇治市宇治妙楽128番地の1
敷地面積	2,115.51㎡
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	222.00㎡
	(こども図書コーナー、老人憩いの部屋、会議室、事務室)

(3) 公立集会所

公立集会所は地域住民のコミュニティ形成の拠点として町内会・自治会・子ども会・女性の会・喜老会・各種サークル等あらゆる地域活動に使用され、地域コミュニティの活性化に資する施設として設置している。

(公立集会所一覽)

表5-14

(令和5年4月1日現在)

	名 称	所 在 地	開設年月日	敷地面積㎡	建物面積㎡
1	大和田集会所	五ヶ庄西浦22-6	S34. 6. 30	201.67	97.72
2	緑ヶ原集会所	広野町新成田26-1	S46. 6. 29	293.49	107.46
3	南木幡集会所	木幡南山4-54	S47. 8. 29	304.13	57.96
4	六地藏公会堂	六地藏奈良町35-10	S48. 3. 31	378.69	163.65
5	御蔵山集会所	木幡赤塚49-4	S49. 3. 30	495.87	162.31
6	西小倉集会所	小倉町南堀池52-3	S49. 11. 1	277.74	162.30
7	広野集会所	広野町丸山1-1	S50. 3. 26	632.78	51.60
8	明星集会所	明星町1丁目9-87	S50. 3. 30	501.00	170.58
9	矢落集会所	宇治矢落71	S50. 3. 30	169.92	59.13
10	蓮池中集会所	小倉町蓮池151-25	S50. 5. 28	194.62	72.87
11	南山集会所	木幡南山13-99	S50. 6. 5	233.24	53.77
12	西大久保集会所	大久保町旦椋28-3	S50. 6. 29	320.00	181.81
13	砂田集会所	伊勢田町砂田6-132	S50. 8. 26	176.58	85.14
14	南陵集会所	南陵町1丁目1-353	S50. 8. 26	152.21	49.42
15	西山集会所	小倉町西山19-12	S51. 2. 20	178.68	56.77
16	若宮集会所	宇治壺番103	S51. 2. 20	100.93	57.91
17	三室戸集会所	菟道荒楨33-1	S51. 5. 29	226.32	57.96
18	玉池集会所	宇治池森38-5	S51. 8. 24	927.39	134.13
19	奥広野集会所	広野町尖山2-21	S52. 2. 20	183.34	51.87
20	中ノ田集会所	伊勢田町中ノ田37-178	S52. 2. 20	168.72	52.65
21	名木集会所	伊勢田町名木1丁目1-280	S52. 2. 20	250.95	48.60
22	妙楽集会所	宇治妙楽13-11	S52. 2. 22	103.83	54.65
23	新半白集会所	宇治半白76-3	S52. 6. 12	165.48	68.42
24	広野丸山集会所	広野町丸山52-11	S54. 3. 29	165.87	52.16
25	安田町集会所	安田町大納言1	S53. 3. 30	112.81	51.75
26	西木幡集会所	木幡熊小路19-144	S53. 9. 1	300.03	82.62
27	南広野集会所	広野町寺山45-15	S54. 6. 1	165.24	68.04
28	名木西集会所	伊勢田町名木2丁目1-59	S54. 9. 1	251.03	63.02
29	堀池集会所	小倉町堀池39-42	S55. 2. 26	174.64	52.99
30	南遊田集会所	伊勢田町南遊田13-13	S55. 2. 21	164.33	64.80
31	伊勢田北集会所	伊勢田町若林21-3	S55. 3. 31	99.97	56.70
32	中木幡集会所	木幡北畠10-10	S55. 5. 20	49.73	23.35
33	半白集会所	宇治半白20-42	S55. 8. 5	82.80	49.67

	名 称	所 在 地	開設年月日	敷地面積㎡	建物面積㎡
34	笠取集会所	東笠取稲出23-4	S55. 8. 13	249.21	140.77
35	東木幡集会所	木幡南山68-3	S55. 10. 31	92.93	53.82
36	小根尾集会所	広野町小根尾138-227	S56. 1. 29	144.15	64.38
37	広野三軒家集会所	広野町大開177-3	S56. 3. 5	214.86	75.36
38	南部福角集会所	五ヶ庄福角35-20	S56. 5. 8	149.09	54.24
39	車田集会所	菟道車田25-12	S56. 10. 25	99.00	57.96
40	城南荘集会所	神明宮東88	S56. 11. 1	485.99	246.62
41	木幡熊小路集会所	木幡熊小路38-115	S56. 11. 8	342.09	83.63
42	蓮池集会所	小倉町蓮池102-12	S56. 11. 22	165.38	66.25
43	神明集会所	神明石塚92-2	S56. 11. 29	110.20	52.99
44	蔭山集会所	宇治蔭山68-98	S57. 4. 18	104.52	52.99
45	川東集会所	宇治東内21-乙	S57. 4. 25	210.89	156.08
46	上権現集会所	宇治大谷5-16	S57. 4. 29	278.95	80.00
47	広野宮谷集会所	広野町宮谷106-8	S57. 5. 16	134.55	57.96
48	登り集会所	木幡花揃13-3	S57. 5. 30	122.96	57.96
49	笠取南部集会所	炭山直谷31-12	S57. 6. 13	495.77	104.34
50	平尾集会所	木幡平尾16-4	S58. 2. 6	82.00	49.69
51	落合集会所	横島町落合97-7	S58. 3. 6	165.08	68.73
52	一番割集会所	五ヶ庄一番割64	S58. 5. 29	266.25	49.69
53	広野寺山集会所	広野町寺山58-118	S59. 1. 29	168.58	71.69
54	琵琶台集会所	琵琶台3丁目9-6	S59. 2. 12	508.87	165.62
55	折居台北集会所	折居台2丁目1-122	S59. 2. 19	305.62	67.18
56	羽拍子集会所	羽拍子町27-48	S59. 4. 15	99.86	49.69
57	宇治野神集会所	琵琶台3丁目12-3	S59. 4. 22	166.13	51.34
58	西川原集会所	五ヶ庄西川原21-29	S59. 6. 3	495.58	234.35
59	福角集会所	五ヶ庄福角1-1	S59. 6. 20	7,643.10 の一部	100.00
60	宇治橋通集会所	宇治壺番65-5	S60. 3. 3	99.18	67.00
61	北広野集会所	広野町桐生谷46-59	S60. 4. 14	123.55	51.34
62	市役所前集会所	宇治下居10-3	S60. 4. 29	138.84	50.51
63	菟道集会所	菟道河原7-1	S60. 5. 12	414.25	168.84
64	折居台南集会所	折居台1丁目4-207	S60. 10. 9	286.84	71.63
65	六地藏南集会所	六地藏柿ノ木町27	S61. 1. 12	110.11	50.11
66	西岡屋会館	五ヶ庄寺界道69-1	S61. 3. 31	409.91	172.88
67	戸ノ内集会所	宇治戸ノ内64-5	S61. 4. 27	143.35	50.51
68	南陵南集会所	南陵町3丁目1-74	S61. 4. 27	171.06	69.55

	名 称	所 在 地	開設年月日	敷地面積㎡	建物面積㎡
69	羽戸山集会所	羽戸山2丁目1-178	S61. 7. 27	445.45	185.68
70	御廟集会所	宇治御廟29-12	S61. 11. 3	165.36	66.75
71	折居台東集会所	折居台4丁目1-228	S61. 11. 20	298.42	80.74
72	槇島十一集会所	槇島町十一113-16	S62. 1. 18	111.88	56.72
73	老ノ木集会所	小倉町老ノ木53-4	S62. 2. 1	100.00	52.17
74	須留集会所	木幡須留5-75	S62. 4. 1	165.00	48.03
75	伊勢田南集会所	伊勢田町南山42-16	S62. 5. 24	153.52	56.72
76	五ヶ庄東集会所	五ヶ庄芝ノ東17-25	S63. 4. 17	112.61	54.65
77	西目川集会所	槇島町落合230	S63. 4. 24	130.27	55.48
78	菟道北集会所	菟道東隼上り5-142	S63. 9. 11	221.54	78.66
79	天神台集会所	天神台1丁目1-8	S63. 10. 1	196.44	124.56
80	南大久保集会所	大久保町上ノ山53-53	S63. 11. 13	219.65	49.68
81	木幡檜尾集会所	木幡檜尾47-7	H元. 5. 14	97.23	54.65
82	大開集会所	広野町大開51-4	H元. 11. 15	204.53	66.86
83	南小倉集会所	小倉町南浦71-138	H元. 11. 26	103.31	73.26
84	下村集会所	槇島町大幡48-4	H 2. 12. 16	173.18	49.68
85	西広野集会所	広野町西裏50-3	H 2. 3. 11	109.65	59.02
86	南山南集会所	木幡南山54-11	H 2. 3. 18	165.06	69.57
87	南堀池集会所	小倉町南堀池85-7	H 2. 3. 25	98.64	56.31
88	広芝集会所	五ヶ庄芝ノ東40-4	H 2. 6. 17	200.72	66.24
89	尖山集会所	広野町尖山4-657	H 3. 5. 12	165.00	66.24
90	五ヶ庄南集会所	五ヶ庄岡本1-4	H 3. 11. 3	200.88	115.84
91	菟道南集会所	菟道荒槇1-83	H 4. 3. 20	146.97	54.65
92	平尾台西集会所	平尾台1丁目19-11	H 4. 4. 5	300.55	147.77
93	伊勢田集会所	伊勢田町毛語60	H 4. 5. 31	542.14	150.71
94	東目川集会所	槇島町清水17-1	※H5. 4. 1	323.96	57.96
95	槇島集会所	槇島町北内24-2	※H5. 4. 1	381.36	129.60
96	槇島三軒家集会所	槇島町一ノ坪158	※H5. 4. 1	171.23	59.21
97	紫ヶ丘集会所	槇島町南落合56-20	※H5. 4. 1	417.58	140.78
98	平盛集会所	大久保町平盛15-14	H 6. 4. 15	146.18	56.31
99	春日森集会所	小倉町春日森44-3	H 7. 4. 14	100.00	49.69
100	平尾台東集会所	平尾台3丁目13-6	H 7. 5. 26	301.56	149.92
101	寺山台集会所	寺山台2丁目10-1	H 8. 10. 15	299.80	112.62
102	中畑集会所	小倉町中畑49-3	H 9. 7. 16	384.53	128.16
103	宮西集会所	神明宮西46-1	H11. 7. 26	158.55	57.97

	名 称	所 在 地	開設年月日	敷地面積㎡	建物面積㎡
104	砂田北集会所	伊勢田町砂田40-6	H11. 6. 26	165.05	72.45
105	広野友が丘東集会所	広野町尖山34-1	H11. 10. 20	499.86	122.97
106	広岡谷集会所	五ヶ庄広岡谷2-506	H12. 4. 2	165.12	54.65
107	吹前集会所	槇島町吹前37	H12. 12. 22	247.63	99.84
108	志津川集会所	志津川南組16-3	H14. 4. 4	171.06	94.40
109	蔭山東集会所	宇治蔭山30-10	H15. 2. 1	59.35	66.24
110	平町集会所	菟道平町60-97	H15. 8. 6	165.00	70.38
111	三室戸北集会所	菟道出口40-71	H15. 10. 18	213.39	127.52
112	米阪集会所	宇治米阪5-67	H15. 11. 21	188.75	68.94
113	大林集会所	五ヶ庄大林21-6	H16. 5. 28	165.13	69.56
114	開集会所	開町63-4	H16. 8. 5	243.68	101.85
115	東堀池集会所	小倉町堀池23-18	H16. 11. 17	124.60	65.02
116	広野成田集会所	広野町成田1-48	H16. 11. 17	179.82	68.99
117	御園集会所	木幡御園20-109	H17. 4. 7	100.01	57.60
118	御蔵山南集会所	木幡御蔵山39-1638	H18. 2. 7	246.71	88.77
119	大和田西集会所	五ヶ庄新開14-51	H18. 4. 18	112.48	57.33
120	平尾南集会所	木幡平尾67-2	H18. 11. 14	166.71	90.08
121	大開西集会所	広野町大開9-129	H18. 11. 24	205.25	76.17
122	平尾北集会所	木幡平尾28-821	H19. 11. 27	407.86	116.76
123	里尻集会所	宇治里尻6-4	H20. 4. 17	257.27	57.97
124	菟道藪里集会所	菟道藪里14-65	H21. 4. 28	165.06	77.43
125	平尾東集会所	木幡平尾27-53	H22. 2. 26	500.11	169.90
126	三番割集会所	五ヶ庄三番割37	H22. 7. 27	10,901.18 の一部	92.74
127	木幡北島集会所	木幡北島45-8	H25. 6. 28	165.06	58.50

※旧公民館分館施設を集会所に編入した日

(4) 民間集会所支援補助金

宇治市では、昭和55年度から、町内会、自治会などが独自で建設し運営する民間集会所の環境整備等に要する費用について補助金を交付している。

平成28年度からは、宇治市集会所に関する条例に基づき、改修費や運営費等について、補助金を交付している。

表5-15

補助金の交付の対象となる事業及び費用	補助率	補助限度額
1. 新築	2分の1	500万円
2. 建て替え又は改修		
3. 解体撤去		
4. 公共下水道接続	3分の2	150万円
5. 耐震改修		300万円
6. 耐震診断		100万円
7. 維持管理	10分の10	1年につき15万円

※ 1から5の事業について、総事業費が100,000円以上の事業が対象です。

※ 5の事業について、総事業費が4,500,000円を超える場合は2の補助金を併用することができます。

※ 7の事業の対象となるのは、光熱水費、消耗品、火災保険料等の維持管理費です。

表5-16

(単位:件、千円)

年 度	件 数	補助金額(千円)
平成29年度	31	1,441
平成30年度	32	1,776
令和元年度	31	3,065
令和2年度	34	2,517
令和3年度	30	15,792
令和4年度	33	10,111

(5) 広聴活動

市民からの市政に対する多種多様な要望や相談などを的確に把握し、市政への反映を図るとともに、市民の市政参加を促進し、市民とのパートナーシップによる市政を実現するため、広聴活動を行っている。

ア. 個別広聴

(ア) 市政相談、一般生活相談

市政に対する市民要望や意見等を受け、関係各課及び関係機関等に伝える中で改善を図る。また、市民の日常生活の中で起こる個々の民事問題（近隣関係、遺産相続、夫婦関係、家屋・土地問題、借地・借家問題、交通事故など）の初期相談を行い、専門の各機関を紹介する。さらに、より広い範囲から市民の市政に対する意見・提言等を求めるため、「市民の声」投書箱を公民館、コミュニティセンター等の公共施設27ヵ所（令和5年4月1日現在）に設置し

ている。

(イ) 定例行政相談

市民の国政に対するさまざまな相談に応えるため、総務大臣から委嘱された4名の行政相談委員による定例行政相談を毎月第3木曜日に市役所会議室で実施し、市民から寄せられる要望、意見、相談、苦情等の処理、解決にあたっている。

イ. 集団広聴

(ア) 行政懇談会

市内の連合自治会等から懇談会開催の要望があれば、各関係部課長等が自治会の役員、代表と話し合い、市政に対する地域のビジョンについて意見交換し、市民とともに考え相互理解を深める中で諸問題の解決に努めている。

市民相談部門別・年度別件数のまとめ

表5-17

(単位：件)

部門	令和2年度	令和3年度	令和4年度
危機管理室	150 (4)	30(1)	20(1)
市長公室	73 (9)	77(18)	103(25)
政策経営部	30 (7)	27(5)	—
政策企画部	—	—	56(14)
総務部	102 (13)	108(15)	—
総務・市民協働部	—	—	207(27)
産業地域振興部	171 (14)	179(16)	—
産業観光部	—	—	98(21)
人権環境部	101 (3)	120(4)	155(9)
福祉こども部	94 (7)	140(8)	152(13)
健康長寿部	131 (13)	217(14)	139(17)
建設部	122 (6)	149(17)	130(12)
都市整備部	117 (16)	125(15)	119(19)
教育委員会	133 (15)	155(22)	149(17)
上下水道部	35 (1)	34(2)	28(1)
消防本部	11 (0)	10(0)	16(3)
その他の部局	22 (5)	21(3)	18(3)
他の公共機関	67 (3)	53(3)	62(4)
公社・各種団体	10 (2)	6(0)	5(0)
民事・その他	280 (10)	298(6)	205(12)
計	1,649 (128)	1,749(149)	1,662(198)

※表中の()の件数は、投書箱によるもので、内数です。